

貝塚市広報等配布謝礼金の支給に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発行する広報等の配布（以下「配布」という。）に係る謝礼金（以下「配布謝礼金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報等 「広報かいつか」、「広報かいつか」に折り込まれる配布物及び「広報かいつか」と併せて配布する配布物をいう。
- (2) 町会等 市に結成の届出をしている町会及び自治会であって、各世帯に広報等を配布する団体をいう。
- (3) 配布グループ おおむね5軒以上で構成された区域を対象に、各世帯に広報等を配布するために活動する団体をいう。

(届出)

第3条 本市住民が、町会等及び配布グループ(以下「団体」という。)を結成し、配布を行おうとするとき又は団体の代表者、謝礼金振込口座等に変更があったときは、貝塚市広報等配布及び謝礼金振込口座届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 団体が配布を中止するときは、貝塚市広報等配布中止届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- 3 団体が謝礼金の受領を辞退するときは、貝塚市広報等配布謝礼金受領辞退届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(配布謝礼金)

第4条 市は、団体に対し、配布謝礼金として、1会計年度につき、配布部数に15円を乗じて得た金額を3月中に一括で団体の指定口座へ振り込むものとする。

- 2 前項の配布部数は、各世帯への4月号配布部数に配布月数を乗じて得た部数とする。ただし、4月号の配布がない団体にあつては、各世帯への配布開始月の配布部数に配布月数を乗じて得た部数とする。

(配布謝礼金の返還)

第5条 市長は、配布に不正又は誤りがあったと認めるときは、既に支給した配布謝礼金の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。